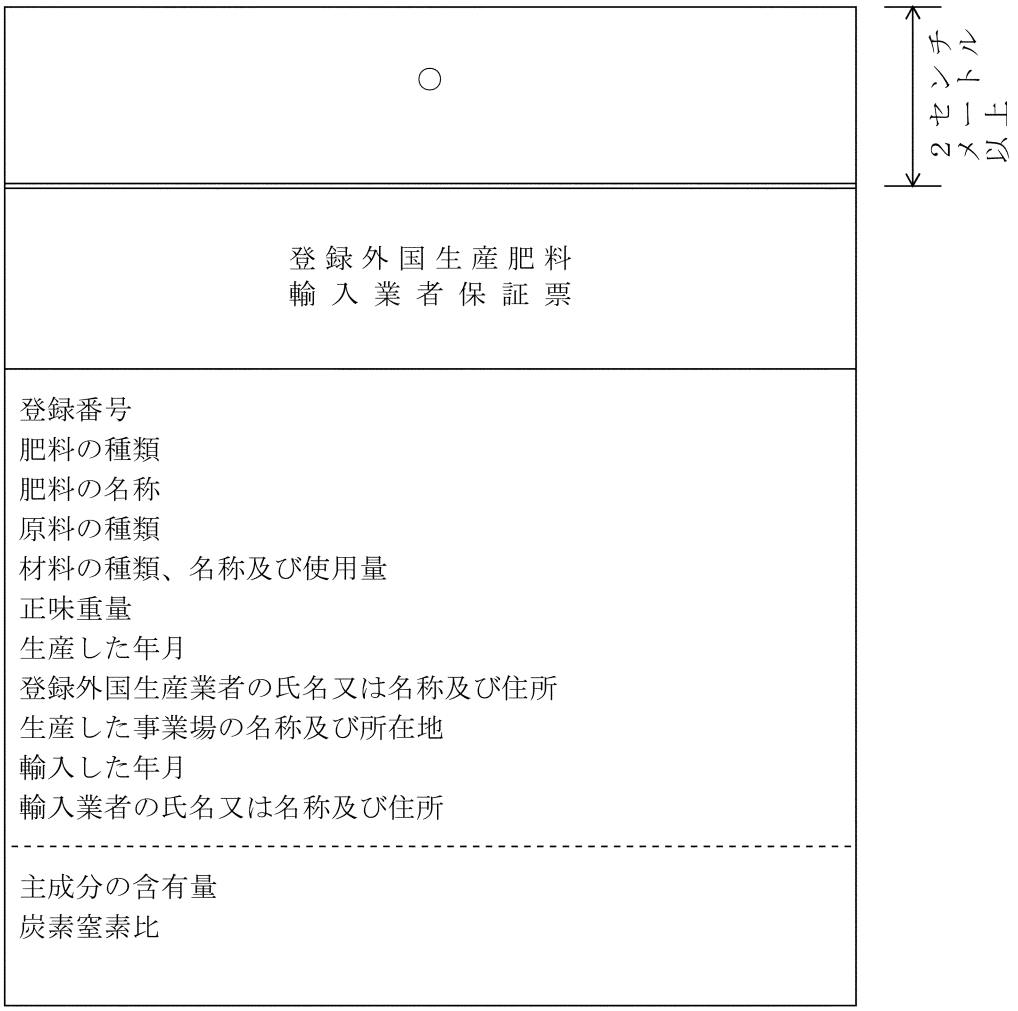
（リ）法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合



備考

１　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで、第９号及び第10号の規定は、法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料輸入業者保証票について準用する。

２　生産した年月又は輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

３　主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。